

令和元年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における令和元年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数(少額随意契約を除く。)は44件、契約金額は933百万円であり、うち競争性のない随意契約は8件、契約金額は33百万円であった。

なお、平成30年度と比較して、競争性のない随意契約の件数及び金額が減少しているのは、平成30年度から始まった環境研究総合推進費プログラムオフィサー8名のうち令和元年度で交代となった者が1名であったこと(委託業務契約(H30年度:8件、約40百万円→R1年度:1件、約5百万円))、汚染負荷量賦課金徴収・審査システム等の改修業務(約30百万円)が平成30年度限りの経費であったことが主な要因である。

表1 令和元年度の調達全体像 (単位:件、百万円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	[3.4%] 1	[△21.3%] △201
企画競争・公募	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	[100.0%] 3	[89.7%] 73
競争性のある契約(小計)	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	[12.5%] 4	[△12.5%] △128
競争性のない随意契約	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	[△38.5%] △5	[△61.5%] △53
合計	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	[△2.2%] △1	[△16.3%] △181

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

(2) 一者応札・応募の状況について

令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は6件、契約金額は186百万円であった。

なお、一者応札・応募の6件は、一者応札3件及び参加意思確認型公募による一者応募3件であり、件数が増加した主な要因は、その特殊性から供給元が限定された案件が増加したことである。また、平成30年度と比較して金額が減少しているのは、平成30年度において複数年度契約(公害健康被害補償業務の徴収関連業務:約765百万円(6年))があったことが主な要因である。

表2 令和元年度の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

2者以上	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	31(96.9%)	264(25.7%)	30(83.3%)	715(79.4%)	△1[△3.2%]	451[170.6%]

1者	件数	1(3.1%)	6(16.7%)	5[500.0%]
	金額	765(74.3%)	186(20.6%)	△579[△75.7%]
合計	件数	32(100.0%)	36(100.0%)	4[12.5%]
	金額	1,029(100.0%)	900(100.0%)	△128[△12.5%]

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

一者応札・応募に関する改善

調達における競争性及び透明性を維持するため、以下の取組を実施した。【実施割合 100%】

- ① 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

令和元年度に締結した随意契約 8 件については、契約手続審査委員会において、事前に審査を行い、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。

【契約手続審査委員会による審査の件数 8 件(全件)】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約事務研修及び契約書ひな形の改訂等を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。【契約事務研修(令和元年 5 月、令和 2 年 2 月)、契約書ひな形改訂(令和 2 年 2 月)】

また、特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業者に対して、個人情報に関する管理状況の検査を実施した。【全件実施】

4. その他の調達事務における取組

ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

令和元年度においては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応として、調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で 10 件の調達について、総合評価落札方式の評価加点項目として設定した。【10 件実施】

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労

働者の数が 300 人以下のものに限る。)

5. 自己評価の実施

令和元年度調達等合理化計画の実施状況は、上記1～4に記載のとおりであり、契約に係る競争の推進と調達に関するガバナンスの徹底について、所期の目標を達成したことから、自己評価は「B」とした。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会で令和元年度計画の実績及び自己評価を審議し、決定した。

(2) 契約監視委員会による審査

令和2年5月22日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び令和元年度計画の実績等について、点検・評価を受けた。